

小規模保育事業における3歳以上児受入れについて

○概要

小規模保育事業は3歳未満（2歳児クラス）までの保育が原則となりますが、仙台市では、保護者の皆様の保育の選択肢を広げる観点から、現在小規模保育事業を利用している児童が、下記の条件を満たし、かつ、引き続き同一施設の利用を希望する場合、3歳以上児の受入れを実施することとしました。

- （1）小規模保育事業実施施設において特別支援保育（医療的ケア児を含む）を受けている児童の保護者が、3歳児クラスの利用開始にあたり当該施設の利用を希望し、施設側で受入可能と判断した場合
- （2）同一の小規模保育事業実施施設で兄弟姉妹が複数名利用している場合において、引き続き保護者が3歳児クラスの利用開始にあたり同一施設の利用を希望し、施設側で受入可能と判断した場合

○取扱実施日

令和9年4月1日付利用分より

○対象者

令和8年11月16日時点で小規模保育事業を利用している児童のうち、上記要件を満たす児童（令和5年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた児童に限る）

○利用にあたって

- ・施設側の判断によっては、5歳児クラスまでの利用が可能です。
※きょうだい児の継続入所において、希望して在籍することとなった児童に対しては、翌年度4月1日付利用調整時に10点の加点措置はございません。
- ・実施可能な施設は各施設の運営・設備等の状況により異なります。必ず事前に施設側に受入れに関してご相談をお願いいたします。
- ・継続利用を希望する場合は、保育所・認定こども園への4/1新規利用申込はできません。

○利用までの流れ

① 施設に相談

3歳になっても利用が可能かどうか、利用中の施設に事前相談の上了解を得てください。

② 施設を経由し区役所に必要書類を提出

区役所が指定する日（令和8年11月26日（木）予定）までに、利用中の施設あてに以下の必要な書類を提出してください。

<提出書類>

- 利用継続届出書（保育を必要とすることを証明する書類等の添付書類が必要です）
- 小規模保育事業（3歳児利用継続）届出書
- 特別支援保育継続同意書（要件（1）の場合のみ）

<制度・実施施設に関するお問い合わせ>

※対象施設

令和8年11月2日以降に以下のホームページに掲載予定です。

<https://www.city.sendai.jp/nintechosa/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/annai/hoikushisetsu.html>

二次元コード



担当課	電話番号
こども若者局 幼保企画課 調整係	(直通) 022-214-8185

<申込手続き等お問い合わせ>

区	担当課	電話番号	内線
青葉区役所	保育給付課 保育係	(代) 022-225-7211	6763
宮城総合支所	保健福祉課 保育給付係	(代) 022-392-2111	5444
宮城野区役所	保育給付課 保育係	(代) 022-291-2111	6763
若林区役所	保育給付課 保育係	(代) 022-282-1111	6763
太白区役所	保育給付課 保育係	(代) 022-247-1111	6763
泉区役所	保育給付課 保育係	(代) 022-372-3111	6763